

## 利用料は報酬なのか

### 個人でレンタルオフィス

#### 問

テレワークについて、労働者から、自宅の就労環境があまり良くないため、近隣の個室のレンタルオフィスやサテライトオフィスを利用できないかと相談されました。業務内容を限定し、利用料は上限を定めつつも会社負担として認めようと考え中ですが、この利用料は健保法上の報酬などに該当するのでしょうか。

### 実費弁償扱いとすることも

#### 答

社会保険料の算定基礎になる報酬や賞与（以下、報酬等）は、健保法3条5項と6項で、労働者が、労働の対償として受けるすべてのものをいうとされています。解雇予告手当など労働の対償として受けるものでないものや、出張旅費といった事業主が負担すべきものを労働者が立て替え、実費弁償を受けるものなどは、報酬等に該当しません。事業主の許可の下、労働者が勤務時間内にレンタルオフィスなどを利用し在宅勤務を行った場合、利用料については、①事業主が仮払いし、かつ②労働者に領収書などを提出させ清算していれば、社会・労働保険料などの算定の基礎に含まないとしています（令3・4・1事務連絡）。①については、労働者が立て替え払いするケースも含まれます。